

令和4年度マンション等管理者講習会
動画①「プラスチック製品の分別回収の開始」

【スライド1枚目】（0分0秒～0分18秒）

令和4年度マンション等管理者講習会にご参加くださり、ありがとうございます。

動画は全部で3つあります。この動画①では、マンション等でのごみの排出方法について、御説明いたします。

【スライド2枚目】（0分19秒～2分10秒）

マンション等から排出されるごみは、家庭生活に伴い居住部分から排出される「家庭ごみ」と、テナントなど、マンション等の建物の一部に入居している事業所が、事業活動（非営利活動を含む。）に伴い排出する「事業ごみ」に大別されます。「家庭ごみ」と「事業ごみ」では、分別や排出方法等が異なります。

「事業ごみ」は、「廃棄物処理法」で「一般廃棄物」と、「産業廃棄物」に分類されており、プラスチックや金属、ガラス、廃油などは「産業廃棄物」に該当します。京都市がクリーンセンター等で受け入れる「事業ごみ」は、生ごみやリサイクルできない紙などの「一般廃棄物」のみです。

事業所の「一般廃棄物」については、必ず透明袋に入れ、民間業者に収集を依頼するか、事業者自ら市クリーンセンターに搬入する必要があります。このため、市収集のマンション等に入居する事業所は、個別にごみを処理する必要があります。

また、「産業廃棄物」は、種類ごとに分別のうえ、民間業者に収集を依頼するか、事業者自ら民間の処理施設に搬入する必要があります。「産業廃棄物」は「一般廃棄物」と一緒に処理することはできません。このため、全てのマンション等に入居する事業所は、個別にごみを処理する必要があります。

一方、「家庭ごみ」は全て一般廃棄物に該当します。よって、「家庭ごみ」を「産業廃棄物」として処理することはできません。

【スライド3枚目】（2分11秒～2分56秒）

では、マンション等の管理者が、居住者の残置物や不法投棄されたごみのほか、共用部分等の清掃、その他建物の維持管理に伴い発生するごみを処理する場合は、どのようになるでしょうか。

マンション等の管理業務に伴うごみは、「事業ごみ」に該当するため、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」を分別のうえ、個別に適正処理する必要があります。

ただし、管理業務を外部委託していない分譲マンションの管理組合が、自ら管理する場合は、事業活動に該当しないため、「家庭ごみ」として排出いただける場合があります。

【スライド4枚目】（2分57秒～3分40秒）

廃棄物処理法に基づき、事業者は自らの責任において、ごみを適正に処理しなければなりません。たとえ、住居と事業所が同じ建物であっても、「事業ごみ」と「家庭ごみ」に分けて、それぞれ適正に処理する必要があります。「事業ごみ」を「家庭ごみ」として出すことも、不法投棄に該当します。不法投棄には、5年以下の懲役や1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金など、非常に重い罰則があります。

「事業ごみ」については、詳しくは、京都市発行の『廃棄物の適正処理ガイドブック』を御覧ください。

【スライド5枚目】（3分41秒～4分04秒）

ここからは、「家庭ごみ」について御説明いたします。

京都市におけるごみの分別は、御覧のように、職員が各所に赴き、「収集」しているごみと、各家庭から地域にある所定の場所に持ち込む「拠点回収」により回収しているごみに大別されます。

【スライド6枚目】（4分05秒～5分08秒）

京都市では、条例により、市民・事業者の皆様に、ごみの分別を義務化しております。

分別義務の対象となるごみは、市が収集を行っているもので、資源ごみ、大型ごみ、燃やすごみ、に大別されます。資源ごみには、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、新聞、ダンボール、紙パック、雑がみといったリサイクルできる紙ごみがあります。

プラスチック類については、これまで分別対象としていたプラスチック製の容器・包装に加え、令和5年4月からはプラスチック製品の分別も含まれます。詳しくは、動画②「プラスチック製品の分別回収の開始」を御視聴ください。

なお、燃やすごみの中に、資源ごみや大型ごみを入れることはできません。

【スライド7枚目】（5分09秒～6分44秒）

京都市では、収集対象の資源ごみ、大型ごみ、燃やすごみのほかにも、使用済みてんぷら油や古着類、電池類、小型家電、陶磁器製の食器など、18の品目の資源物の分別を推進し、各家庭から回収拠点にお持ち込みいただく「拠点回収」を行っています。

「拠点回収」には次の2パターンがあります。

1つ目は「資源物回収拠点」です。御覧の①～⑯の品目を対象に、各区役所・支所のエコまちステーションや各まち美化事務所、市内の協力店等で回収を行っています。拠点によって回収品目・日時が異なりますので、御留意ください。

2つ目は「移動式拠点回収」です。学校や公園など、市民の皆様のご身近な場所に職員が、出向き、特定の日時と場所で回収を行います。回収品目は御覧の18品目のほか、石油類、医薬品・農薬、化学薬品・塗料・ワックス・絵具、洗浄剤の有害・危険ごみ4品目も対象としています。

「拠点回収」における資源物の回収はいずれも無料です。

特に、リチウムイオン電池などの充電式の製品は、燃やすごみや資源ごみ、クリーンセンターへの持ち込みごみに出すことができませんので、「拠点回収」を御利用ください。

【スライド8枚目】（6分45秒～7分41秒）

市のごみ処理施設では、ごみとして出されたリチウムイオン電池やスプレー缶等を原因とする火災が頻発しています。ごみ処理施設だけでなく、収集途中のごみ収集車両でも燃やすごみの袋の中に入っていたガスが残ったカセットボンベやライターが原因で爆発事故が起こっています。さらに、京都市の資源ごみに混じっていたリチウムイオン電池が原因で、民間のリサイクル施設にも火災事故被害が発生しています。

カセットボンベやスプレーは、中のガスを出し切ってから、小型金属類・スプレー缶の収集日に出していただくことになっています。

このような火災や爆発事故は、ごみをしっかり分別いただくことで、防ぐことができます。

【スライド9枚目】（7分42秒～8分39秒）

市の施設では、消防の出動しない程度の火災検知や発火の確認数は、令和2年度だけで208回も発生しており、火元が確認できた約6割のうち、95%で充電式電池が確認されています。

このような火災事故はごみの処理に大きな支障をきたしています。例えば、平成31年3月に、リチウムイオン電池が原因で発生したクリーンセンターの火災の復旧には、約半年の年月と1.5億円もの財源という、膨大なコストがかかりました。

ごみの分別ルールは、ごみを安全に効率的に収集・処理するために設定しています。手間がかかるかもしれませんが、ごみの分別への御理解・御協力をお願いいたします。

【スライド10枚目】（8分40秒～9分43秒）

リチウムイオン電池やスプレー缶以外にも、取扱いに注意を要する「危険なごみ」があります。これらは、燃やすごみや資源ごみの袋に入っていた危険なごみの例です。

陶磁器やガラスなどの割れ物は、厚紙に包んで、燃やすごみの袋の中央に入れて出してください。

ナイフやはさみ、剃刀などの刃物類は、先程ご紹介しました「拠点回収」に持ち込んでください。ただし、区役所・支所内にあるエコまちステーションにはお持ち込みいただけませんので、ご注意ください。

注射器や点滴など、針の付いた在宅医療器具は、交付された医療機関・薬局に御相談ください。

ごみを出す人、収集する人、処理する人の「安全」を守るため、そのままの状態ですぐに入れて出さないよう、居住者の方に御案内ください。

【スライド1 1 枚目】（9分44秒～10分58秒）

次に、ごみの収集形態について、御説明いたします。

マンション等のごみの収集形態は、京都市による収集（市収集）と民間業者による収集（業者収集）の2通りがあります。

市が決めた方法・日時・場所等にごみを出すことが可能な場合、市が収集を行い、収集したごみは、市のクリーンセンターに搬入されます。

市が収集をしない日時等での収集や、市が定期収集しないごみ種の収集などを希望する場合は、民間業者に収集を依頼いただくことになります。民間業者が収集したごみは、燃やすごみは市のクリーンセンターに搬入されますが、他のごみは市又は民間の処理施設に搬入されます。

同じマンション等であっても、条件によっては、ごみの種類によって収集方法を変更することができます。「市収集」については、実際に収集を担当する各まち美化事務所に御相談ください。

【スライド1 2 枚目】（10分59秒～12分00秒）

収集方法が、「市収集」か「業者収集」かによって、ごみの出す方法が異なります。

「市収集」の場合は、京都市の有料指定袋を用いる必要があります。袋は「燃やすごみ」用と「資源ごみ」用の2種類があり、スーパーやコンビニ等の小売店で購入できます。袋の料金は、サイズにより異なります。

ごみを路上に出す場合等は、所定の収集日当日の朝8時までに、所定の場所に出します。前日の夜にごみを出すと、ごみの散乱等が生じやすくなるため、夜間の排出はお控えください。

1袋の重さは、片手で持てる程度の重さで、1回で排出できる袋の数は、1家庭当たり概ね2袋までとなっています。ごみを多量に排出する場合は民間業者に収集を依頼するか、クリーンセンターに自ら直接持ち込んでください。

【スライド1 3 枚目】（12分01秒～12分53秒）

京都市が定期収集しているごみは、燃やすごみ（週2回）、プラスチック類（週1回）、缶・びん・ペットボトル（週1回）、リサイクルできる紙類（月2回）、小型金属類・スプレー缶（月1回）です。マンション等の所在地によって収集日は異なります。詳しくは、京都市公式ホームページにある「収集日マップ」で御確認ください。

また、燃やすごみとプラスチック類、缶・びん・ペットボトルを出す際には、京都市の有料指定袋を用いる必要があります。リサイクルできる紙類、小型金属類・スプレー缶は有料指定袋を用いる必要はありません。

【スライド1 4 枚目】（12分54秒～14分46秒）

大型ごみについては、京都市による定期収集は実施しておりません。次の3つのいずれかの方法で対応いただくことになります。

1つ目は、大型ごみ受付センターへの回収依頼です。大型ごみ受付センターに電話で回収を申し込みいただいた後、コンビニ等で購入いただいた必要枚数の粗大ごみ処理手数料券を大型ごみに貼り付けて、指定された日時・場所に出します。

2つ目は、市クリーンセンターへの持ち込みです。持ち込み可能なクリーンセンターは、東北部クリーンセンターと南部クリーンセンターの2箇所です。サイズ・数量等に制限がありますので、御留意ください。

3つ目は、許可を持つ民間業者への回収依頼です。大型ごみ受付センターへの回収依頼や、市クリーンセンターへの持ち込みは、原則、各家庭から直接申込みを行う必要があります、マンション等の管理者からはお申し込みいただけません。ただし、管理業務を外部委託していない分譲マンションの管理組合が、自ら管理によりごみを排出する場合は、条件によりお申し込みいただけます。

許可を持つ民間業者への回収依頼は、各家庭からの個別回収のほか、管理者からの依頼に基づく、マンション単位での集団回収も可能です。

なお、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の「家電リサイクル法」の対象製品については、大型ごみ受付センターへの回収依頼や、市クリーンセンターへの持ち込みはできません。

【スライド15枚目】（14分47秒～15分26秒）

民間業者が収集する場合、燃やすごみや資源ごみについては、袋の中の文字が読める程度の、無色透明又は白色透明で、90Lまでの大きさの袋を使用する必要があります。民間業者の収集料金には、京都市のごみ処理手数料も含まれているため、「市収集」と同じ有料指定袋を用いる必要はありません。

「業者収集」の場合のごみを出す方法の詳細は、収集や搬入の条件が「市収集」と異なるため、収集する業者に御確認ください。

【スライド16枚目】（15分27秒～16分20秒）

ごみの収集については、廃棄物処理に係る行政の許可が必要であり、行政の許可を受けずにごみを収集することはできません。

大型ごみをはじめ、ごみを無許可の業者に引き渡すと、不法投棄や不適正処理、不適正な管理による火災などにつながるおそれがあり、法令に基づく適正な処理が確認できません。

無許可業者へのごみの引き渡しは法令違反になりますので、ごみの収集を依頼する際には、廃棄物処理に係る行政の許可を受けているか、確認してください。

なお、古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維については、もっぱらリサイクルすることを目的として、これらを専門に収集する場合は、行政の許可は不要です。

【スライド17枚目】（16分21秒～17分08秒）

「市収集」・「業者収集」のどちらであっても、ごみを出す方法に誤りがあった場合、そのごみは収集されず、残置されます。

例えば、ごみを出す場所や日時に誤りがある場合、決められた袋で出されていない場合、

分別が不十分な場合のほかにも、大型ごみや有害危険な物など、収集できないごみが含まれている場合、数量制限のあるごみなど、一時に多量に出されている場合も、残置されます。

このような分別ルール違反に対しては、市が条例に基づき、まずはマンション等の管理者に指導することとしております。

【スライド18枚目】（17分09秒～17分50秒）

ごみの分別ルールの概略は、以上ようになっておりますが、実際にマンション等から排出される燃やすごみの袋の中には、御覧の写真のとおり、リサイクル可能な缶・びん・ペットボトル、プラスチック製の容器・包装、紙類などの資源物が、まだまだ混入しています。

資源物の燃やすごみへの混入は、条例の分別義務違反です。京都市では分別指導を強化しておりますので、管理者の皆様におかれましては、居住者への分別ルールの周知徹底をお願いいたします。

【スライド19枚目】（17分51秒～18分28秒）

次に、家庭から出されるごみは、どのようなものが多いか、見てみましょう。

戸建住宅や市収集マンション等から排出された燃やすごみのうち、紙ごみが約3割を占めています。紙ごみの中には、新聞・段ボール、雑がみといった、リサイクル可能な紙類が約4割を占めています。その大半が「雑がみ」です。リサイクル可能な紙類、特に雑がみの削減が、ごみの減量の大きなターゲットになります。

【スライド20枚目】（18分29秒～19分24秒）

「雑がみ」とは、新聞や段ボールといったいわゆる「古紙」以外の雑多な紙をいいます。例えば、紙袋や包装紙、紙箱、封筒、雑誌、チラシ等が挙げられます。

京都市では、平成26年6月から、雑がみの分別・リサイクルを全市で展開してきました。

また、平成27年10月からは、条例で紙ごみの分別・リサイクルを義務化し、コミュニティ回収制度の利用拡大や、民間古紙回収業者の利用促進など、紙ごみ削減の取組を推進してきました。

市民・事業者の皆様の御協力の結果、京都市が受け入れる紙ごみの量は、平成25年度から令和2年度までの間に、約4万トン減らすことができました。

【スライド21枚目】（19分25秒～20分06秒）

古紙回収の実施を検討されているマンション等には、「コミュニティ回収制度」をおすすめしています。

「コミュニティ回収制度」とは、古紙や古着などの資源物を地域で、定期的かつ継続的に回収する団体等に対して、市が助成する制度です。対象団体等は、自治会やマンション管理組合のほか、平成30年4月から、マンション等の所有者や管理会社も対象にしました。

令和3年末時点の実施団体数3,067団体のうち、共同住宅等で取り組む団体は

約850団体おられます。

【スライド22枚目】(20分07秒～20分42秒)

マンション等の所有者・管理会社が実施する場合の助成条件は、10世帯以上のマンション等であること、雑がみと古着類は必ず回収品目とすること、としています。

年額の助成金額は、実施するマンション等の棟数によって異なり、1万5千円から5万円までとなっています。

なお、マンション等の管理組合は「住民団体」として申請が可能であり、年額の補助金の上限が最大1万5千円となっています。

【スライド23枚目】(20分43秒～21分43秒)

「コミュニティ回収」の実施については、収集業者との調整や行政手続きなどを、誰が行うのかを内部で調整いただいたうえで、次のステップで進めてください。

まず、回収品目や回収頻度、回収場所を御検討ください。

次に、「雑がみ等の古紙分別・リサイクル徹底推進に関する取組宣言」をしている収集業者に対し、実施の可否、回収頻度や回収場所等を御相談ください。

次に、収集業者とある程度調整いただいたら、各区役所・支所にあるエコまちステーションに手続きを御相談ください。

行政への手続き後、回収品目・回収日・回収場所を居住者にしっかりと周知したうえで、「コミュニティ回収」を開始してください。

【スライド24枚目】(21分44秒～22分36秒)

マンション等で民間業者による古紙回収を実施いただくメリットは、「コミュニティ回収制度による費用助成の経済的メリット以外にもあります。

民間業者による古紙回収では、市収集よりも回収頻度を多くしたり、引越時の多量の段ボールなど、市収集ではお断りしている、一時多量排出にも対応できるため、ごみ置場の整理整頓が進み、住環境を向上させることができます。また、住民サービスが向上し、マンションの質の向上にも繋がります。是非、民間業者による古紙回収を御検討ください。

なお、民間業者による古紙回収の実施が難しい場合は、先に御紹介した「拠点回収」等を居住者に御案内ください。

【スライド25枚目】(22分37秒～22分55秒)

令和4年度マンション等管理者講習会 動画①は以上です。御視聴ありがとうございました。

続きまして、動画②「プラスチック製品の分別回収の開始」、を御視聴ください。